

- (5) 広報委員会
報道機関の対応に関すること。
少年サッカーの広報に関すること。
- 2 特別部の業務は次の通りとする。
 - (1) 幼児部会
大会及び選手の育成に関すること。
幼児サッカーの広報に関すること。

第10条 会議

- 本連盟の会議は、総会、役員会、委員会会議、理事会とする。
- (1) 総会は会計年度終了後60日以内に会長が召集し、事業計画、予算、事業報告、決算等について審議する。
議長は、会長又はこれに準ずるものが務める。
 - (2) 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各正副委員長で構成し、必要に応じ会長が召集し必要事項について審議する。
 - (3) 委員会会議は、役員全員で構成し、必要に応じ会長が召集し必要事項について審議する。
 - (4) 理事会は、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各正副委員長、で構成し、必要に応じ理事長が召集し必要事項について審議する。

第11条 規約の改廃

- 規約の改廃については、総会出席者の過半数以上の同意を得なければならない。
- 2 この規約に定めるものの他、本連盟の運営に必要な事項は別に定める。

第12条 加盟登録

- 本連盟に加盟登録しようとする団体及び個人は、登録用紙に必要事項を記入し、登録金を添えて毎年4月末日までに登録を完了しなければならない。
- 2 本連盟に加盟登録しようとする団体及び個人は、日本サッカー協会及び日本スポーツ少年団に加盟登録しなければならない。
 - 3 年度の途中で本連盟に加盟登録しようとする団体及び個人は、登録用紙に必要事項を記入し、年度分の登録金を添えて速やかに登録を完了しなければならない。

第13条 会計

- 本連盟の経費は、参加料、団体登録料、個人負担金、寄付金をもってこれに充てる。
- 2 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
 - 3 団体登録費、個人負担金はともに役員会で決定し、総会の承認を得るものとする。

附則（施行期日）

- 1 この規約は昭和63年5月10日から施行する。
- 附則（定期総会に関する経過措置）
- 1 この規約は平成8年4月20日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成9年4月19日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成10年4月18日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成11年4月17日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成12年4月15日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成16年4月17日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成18年4月15日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成22年4月10日から施行する。
- 附則（ " ）
- 1 この規約は平成24年4月21日から施行する。
- 附則（ " ）

細則

- 1 各種大会は、参加料で運営する。
- 2 本連盟の登録チームは、少年団登録、サッカー協会登録をする。
- 3 本連盟の団体登録料は1団体10,000円とする。
- 4 本連盟の個人負担金はスポーツ傷害保険の人数とし、1名100円とする。
- 5 地域別に役員の中から責任者を選出する。